

2020年度 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学  
公的研究費に係る「不正防止計画」

対応項目	不正発生要因	不正防止策	対応・関連部署
<b>1. 機関内の責任体系の明確化</b>			
公的研究費の運営・管理に係る責任・権限体系の明確化	①機関の責任体制が曖昧になることで、適正な運営・管理が困難になる。	①文部科学省のガイドラインに基づき、ホームページ上で公的研究費の運営・管理体制等を公開し、学内外に周知する。	学長 経営企画室 総務部
<b>2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備</b>			
公的研究費に係るルールの明確化・統一化	①研究者・事務担当者の公的研究費に係るルール及び学内ルールの理解不足により、誤った運営・管理が行われる。	①「研究費取扱基準」の見直しを行い、必要に応じて修正を行うとともに、全教員を対象に周知を徹底する。 ②執行の利便性向上に伴い、手続きが曖昧になった点があることから、詳細について見直しを継続して実施する。 ③書式の整理・統合を行い、手続きの明確化を行う。	経営企画室 総務部
研修会・説明会の実施	①コンプライアンスに対する意識が希薄であることや、前述の各種ルールに関しての理解度が低いことで不正等が発生しやすい状況となる。	①文部科学省のガイドラインに基づき、学内で研究倫理研修及びコンプライアンス研修を実施する。	経営企画室
<b>3. 研究費の適正な運営・管理活動</b>			
発注・検収体制の整備・徹底	①適正な発注・検収を行わないことで、不正や手続きの遅延等の発生につながる。	①毎年度実施する「研究費取扱基準」の学内説明において、発注・検収体制について説明を行う。各年度の新任教員については、個別、説明を行う。	総務部 経営企画室
<b>4. モニタリングの在り方</b>			
モニタリング体制の確立	①公的研究費に関する内部監査が不十分になることで、運営・管理体制や本計画の適切性が確認できなくなる。また、不正の発見や抑止についても問題が生じる。	①文部科学省のガイドライン及び本学「公的研究費監査規程」に基づいた内部監査を行う。	経営企画室

以上